

建築基準法第51条ただし書の
規定に基づく建築物の敷地の
位置の許可について

(特定行政庁秋田県知事)

令和4年12月26日審議

秋田県都市計画審議会会長

建 一 5 1 4
令和 4 年 1 2 月 1 2 日

秋田県知事 佐 竹 敬 久 様

特定行政庁
秋田県知事 佐 竹 敬 久
(公 印 省 略)

建築基準法第 5 1 条ただし書の規定に基づく秋田県都市計画審議会への
付議について (依頼)

株式会社エコリサイクル 代表取締役 谷口 浩治 から申請された建築基準法第 5 1
条ただし書の規定による建築許可 (廃プラスチック類等処理施設) について、その位置が
都市計画上支障ないと認められるため、秋田県都市計画審議会への付議を依頼します。

担 当 : 建設部建築住宅課
建築指導班 石井、佐々木
TEL : 0 1 8 - 8 6 0 - 2 5 6 5
FAX : 0 1 8 - 8 6 0 - 3 8 1 9



付議依頼理由書

- 1 本件処理施設は、平成１２年１月に使用済み家電及びＯＡ機器等の破砕・選別処理施設を設置し、産業廃棄物の中間処理を行っている。
既存施設は、一日当たり１０８．８トンの廃プラスチック類等の破砕能力を有しているが、今回、破砕施設を増設し、一日当たり２０８トンの破砕能力を有する施設とするものである。
- 2 本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「廃棄物処理法施行令」という。）第７条第七号に規定する産業廃棄物処理施設に該当することから、建築基準法（以下、「法」という。）第５１条の「その他政令で定める処理施設」として位置の制限を受けることとなる。
- 参考①
- 3 都市計画区域内においては、産業廃棄物処理施設は都市計画で位置が決定しているか、法第５１条ただし書きによる許可を得るか、または政令で定める規模以下としなければならないものであるが、本施設は都市計画で位置決定されたものではなく、政令で定める規模を超えていることから、法第５１条ただし書きに基づき許可申請がなされたものである。
- 参考②
- 4 産業廃棄物処理施設に関する都市計画を定める者は、都市計画法第１５条第１項第五号、同施行令第９条第２項第七号の規定により都道府県であることから、「秋田県都市計画審議会」の議を経ることが必要となる。
- 参考③

以上のことから許可申請受理後の手続きとして、秋田県都市計画審議会に付議依頼するものである。

参 考 ①

建築基準法第５１条（卸売市場等の用途に供する特殊建築物の位置）

都市計画区域内においては、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し、又は増築してはならない。ただし、特定行政庁が都道府県都市計画審議会（その敷地の位置を都市計画に定めるべき者が市町村であり、かつ、その敷地が所在する市町村に市町村都市計画審議会が置かれている場合にあつては、当該市町村都市計画審議会）の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合又は政令で定める規模の範囲内において新築し、若しくは増築する場合においては、この限りでない。

建築基準法施行令第１３０条の２の２（位置の制限を受ける処理施設）
（抜粋）

- 法第５１条本文の政令で定める処理施設は、次に掲げるものとする。
- 二 次に掲げる処理施設（工場その他の建築物に附属するもので、当該建築物において生じた廃棄物のみの処理を行うものを除く。以下「産業廃棄物処理施設」という。）
- イ 廃棄物処理法施行令第７条第一号から第十三号の二までに掲げる産業廃棄物の処理施設

廃棄物処理法施行令第７条（産業廃棄物処理施設）
（抜粋）

- 七 廃プラスチック類の破砕施設であつて、一日当たりの処理能力が五トンを超えるもの

参 考 ②

建築基準法施行令第 1 3 0 条の 2 の 3（卸売市場等の用途に供する特殊建築物の位置に対する制限の緩和）
（抜粋）

法第 5 1 条ただし書の規定により政令で定める新築、増築又は用途変更の規模は、次に定めるものとする。

六 法第五十一条ただし書の規定による許可を受けた産業廃棄物処理施設の用途に供する建築物又は法第三条第二項の規定により法第五十一条の規定の適用を受けない当該用途に供する建築物に係る増築又は用途変更

増築又は用途変更後の処理能力が、それぞれイ若しくはロに掲げる処理能力の一・五倍以下又は産業廃棄物処理施設の種類に応じてそれぞれ第三号に掲げる処理能力の一・五倍以下のもの

イ 当該許可に係る建築又は用途変更後の処理能力

ロ 初めて法第五十一条の規定の適用を受けるに至った際の処理能力

参 考 ③

都市計画法第 1 5 条（都市計画を定める者）
（抜粋）

次に掲げる都市計画は都道府県が、その他の都市計画は市町村が定める。
五 一の市町村の区域を超える広域の見地から決定すべき地域地区として政令で定めるもの又は一の市町村の区域を超える広域の見地から決定すべき都市施設若しくは根幹的都市施設として政令で定めるものに関する都市計画

都市計画法施行令第 9 条（都道府県が定める都市計画）
（抜粋）

2 法第 1 5 条第 1 項第五号の広域の見地から決定すべき都市施設又は根幹的都市施設として政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

七 産業廃棄物処理施設

申請理由書

株式会社エコリサイクル
代表取締役社長 谷口浩二

1. 当社の事業概要

当社は、平成 13 年 4 月の「特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）」の施行を機に、秋田県北部地域に存する鉱山・製錬関連の技術・人材等を活用して、使用済み家電 4 品目や OA 機器等からの有価物の回収事業を推進し、地域経済の活性化および環境にやさしいまちづくりに寄与することを目的として、平成 11 年 7 月に設立された。

使用済み家電については特定家庭用機器一般廃棄物該当品と特定家庭用機器産業廃棄物該当品の両方の場合があり、同様に OA 機器等についても一般廃棄物該当品と産業廃棄物該当品の両方の場合があるため、近畿工業㈱製堅型回転式破砕機 VHC-14H の設置の際には一般廃棄物処理施設設置許可（館保－5578）と産業廃棄物処理施設設置許可（館保－5579）を平成 12 年 1 月に取得している。

処理対象となる使用済み家電製品（エアコン、ブラウン管テレビ、薄型テレビ、冷蔵庫、洗濯機）の発生は、令和 2 年 4 月以降の入荷実績より 210,000 台 / 年（重量にして約 8,500 t / 年）と見込まれる。当社は家電リサイクル法の下、家電製品製造者等から委託を受け操業しており、これら使用済み家電製品から、鉄、銅、アルミニウム、ガラス等の素材を選別し、再商品化を行うことは、資源の循環使用によるバージン素材使用量の削減および最終処分量の減量に大きく貢献し、循環型経済社会構築に貢献するものと自負している。

当社では、これら使用済み家電製品と同様なプロセスで再資源化が可能な OA 機器等も視野に入れ、平成 13 年 8 月に産業廃棄物処分業の許可を取得している。

また、当社に入荷する使用済み家電製品や OA 機器等から分離されるプラスチック類のほとんどにおいて、再商品化率を向上するためにプラスチック類のマテリアルリサイクルを行っている。

これらプラスチック類をはじめとする、木くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずのマテリアルリサイクルを実施する為、粉砕・洗浄機を設置し、循環型社会の構築に貢献している。

2. 申請理由

当社は平成 13 年以降、冷蔵庫等家電を破碎するための破碎機として、堅型破碎機 1 台で操業を継続している。

昨今の環境省、経済産業省からの家電リサイクル法におけるリサイクル率の向上、リサイクルの品質向上要請、働き方改革による労働環境の向上、生産性向上の観点から、堅型破碎機をもう 1 台導入することを検討してきた。

現在計画しているのは、現行の堅型破碎機と同型・同規模の破碎機および破碎物の選別設備、設備を設置するための建屋を新設する（以下、第 3 工場新設）ものである。

今回新設を検討している破碎機の能力は現行の堅型破碎機と同規模であることから 5t/日を上回り（99.2t/日）、当社の敷地が都市計画区域内であることから、建築基準法 51 条ただし書きの許可が必要である。

この新しい施設では、冷蔵庫を単独で破碎―選別する。
既存の破碎―選別設備では主に洗濯機、TV、エアコンの 3 品目を破碎―選別するが、その物量は重量比でおよそ半分程度となる。

よって、選別精度が向上し、事業所全体の再商品化率を向上させることができる。

また、現在使用している堅型破碎機―選別設備メンテナンス等停止時の生産影響を最小限にすることができ、処理施設全体での BCP 強化といった強靱化にも資する設備となる。

更に、冷蔵庫を単独で破碎―選別することにより、冷蔵庫の断熱材として利用されている発泡ウレタン回収精度も向上し、将来的にはサーマルリサイクル、マテリアルリサイクル用の原料としてウレタンを用い、循環型社会形成やカーボンニュートラルに貢献できるようになる。

上記の理由から建築基準法 51 条ただし書きの許可を申請いたします。

事業計画書

1. 事業の概略

1-1. 申請者

住所 秋田県大館市花岡町字堤沢 42 番地

氏名 株式会社エコリサイクル

代表取締役 谷口 浩治

1-2. 主たる事業所および営業所の名称・位置

名称 株式会社エコリサイクル

位置 秋田県大館市花岡町字堤沢 42 番地

1-3. 施設の位置

名称 株式会社エコリサイクル （家電リサイクル工場）

位置 秋田県大館市花岡町字堂屋敷 30 番 2

1-4. 事業内容

(1) 事業の種類	中間処理（破碎・選別処理）	
(2) 取り扱う廃棄物の種類	一般廃棄物	・使用済み家庭用機械器具類およびその構成材類 ・自治体及び一部事務組合の一般廃棄物処理施設等から排出される不燃物
	産業廃棄物	廃プラスチック類、木くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず 使用済み家電（テレビ、エアコン、冷蔵庫、洗濯機等）・パソコン等 OA 機器など

2. 事業計画

2-1. 事業の概要

当社の現在の事業は以下の通りである。

① 特定家庭用機器再商品化事業

特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）による認定工場として、家電メーカー・輸入販売社からの処理委託を受け、秋田県・青森県・岩手県で発生する使用済み家電の受入・分解・資源回収・フロン等の回収（破壊処理は外部委託）を行っている。

② 情報機器および通信機器の解体・リサイクル事業

事業活動に伴い廃棄されるパソコン等の情報・通信機器、および工場等から廃棄される機器の解体と資源回収を行っている。

パソコン等の情報機器は、事業者、ならびに行政関連の排出者から産業廃棄物として受入を行っている。情報機器にはパソコン以外に OA 機器としてプリンター等の端末機などが含まれているが、これらの機器から貴金属、ベースメタルおよびプラスチック等のマテリアルリサイクルを行っている。また、連続監視できる専用の保管室を設置し、情報漏洩対策を講じている他、関連団体の情報機器リユース・リサイクル協会（RITEA）にも加盟している。工場等から廃棄される機器は、製造ラインの設備入替や検査機器の廃棄機器を受入し、リサイクルを行っている。

③ 使用済小型電子機器等（こでん）の回収・選別事業

2013 年 8 月に「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」における認定事業者として認定され、収集した使用済小型電子機器を解体・選別等処理し、有用資源を回収している。

現在、秋田県・青森県・岩手県を収集区域とし、自治体との引渡契約も随時締結している。

④ 一般廃棄物不燃物再資源化事業

一般廃棄物不燃物処理の集約化と、それらからの資源回収を行う事を目的とし、平成 27 年 1 月に一般廃棄物処理に関わる許認可変更を行った。今後、県内外の自治体、ならびに広域組合への提案を行い、埋め立てごみの減量と資源回収を推し進める。

今回は新たに建屋を建設し、その内部に既存と同型の堅型破砕機と選別（磁力選別、風力選別、非鉄選別）設備を設け、特定家庭用機器の冷蔵庫を単独で破砕―選別する。

これにより、既存設備の選別効率が向上し、事業所全体のリサイクル率と品質が向上する。

また、今回の増設は物量が増えることへの対応といった類のものではなく、リサイクル率の向上、品質の向上、労働環境の向上、生産性の向上を目的とした建設である。

2-2. 業務内容

第 3 工場の機能としては手分解、破砕選別の 2 工程からなり、既存の設備と合わせて、各々以下の業務を行う。

（１）受入保管（既存工程）

①使用済み家電製品製造者等から委託を受けた使用済み家電製品（エアコン、ブラウン管式テレビ・薄型テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機等）、廃プラスチック類、木くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、パソコン等 OA 機器などおよび自治体または一部事務組合から排出された不燃物をフォークリフトまたは人手で受け入れる。

②受け入れた廃家電等、および不燃物は、受入保管設備にて一時保管する。

受入保管設備は、以降の処理計画と入荷量間のバッファの役割を持つ。

（２）前処理・手分解工程

③エアコン、冷蔵庫、衣類乾燥機等からフロンガスを回収設備にて回収する。

回収したフロンは、処理委託業者へ送られる。

④手分解設備棟、第 3 工場供給ラインで手分解作業により分解し、有価物を回収する。

⑤出荷可能なものについては売却し、破砕が必要なものに関しては破砕工程に送られる。

また、粉砕選別が必要なものに関しては粉砕選別工程に送られる。

（３）破砕工程

⑥要破砕物を供給コンベアにより破砕機に運ぶ。

⑦破砕機により破砕する。

⑧磁選機により鉄を回収し、有価物回収業者に出荷する。

⑨非鉄選別設備により銅・アルミを回収し、有価物回収業者に出荷する。

⑩風力選別機によりプラスチックを回収し、有価物回収業者に出荷する他、要粉砕物は粉砕選別工程へ送られる。

⑪残渣物は処理依託業者に出荷する。

⑫破砕機出口から排出される粉塵はサイクロンまたはバグフィルタで集塵する。フロンガスに関しては隣接するエコシステム秋田（株）に燃焼エアーと共に送風する。

（４）粉砕選別工程（既存工程）

⑬要粉砕物を粉砕機に投入する。

⑭粉砕機により粉砕する。

⑮回収物は有価回収業者に出荷する。

⑯工程内発生ダストは産廃として処理委託業者に委託する。

2-3. 処理物の収集計画

家電リサイクル法に定められる特定家庭用機器については、再商品化の義務者である製造者等より受託し、再商品化処理を行う。再商品化処理までが製造者等の義務範囲となっていることから、製造者等の指示に従い対象物の受け入れを行う。

現在の計画として、北東北三県、および山形県の北部から 210,000 台/年の集荷を見込んでいる。

受け入れ時間は原則として午前 8 時から午後 8 時までの間である。

また、OA 機器等の産業廃棄物、一般廃棄物については自社での営業集荷や広域再生利用認定制度の枠組み内に参加しての集荷を見込んでいる。

収集量はあわせて約 8,500 t/ 年を見込んでいる。

今後も同程度の水準の収集量が数年続くと予測しているが、大幅な物量の増減があるような事案は現時点で計画していない。

3. 処理施設

3-1. 処理施設能力

現在の処理施設は 295, 000 台/年、約 7, 960t である。

現在の処理施設と同規模の堅型破砕機および選別機を設置するので、処理施設能力はおよそ倍となり、事業所として 599, 833 台/年、約 16, 189 t /年（ただし使用済み家電製品として）となる。

既存破砕機①（堅型回転式破砕機）96. 0 t /日（6. 0 t /時間・16 時間/日）

既存破砕機②（一軸回転式破砕機）12. 8 t/日（0. 8 t /時間・16 時間/日）

今回新設する破砕機③（堅型回転式破砕機）99. 2 t /日（6. 2 t /時間・16 時間/日）

3-2. 今回申請する施設の許可

区分	施設の種類	処理する廃棄物の種類	施設の能力
一般廃棄物処理施設	ごみ処理施設（破砕・選別施設）	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず	99. 2t/日 （16 時間） 6. 2t/時間
産業廃棄物処理施設	廃プラスチック類の破砕施設	廃プラスチック類、木くず、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず	

4. 環境保全対策

4-1 騒音・振動

騒音・振動の発生源となる今回設置する破砕機は建屋内に設置し、工場敷地境界での騒音・振動レベルはミニマムに抑制している。

4-2 排水

処理工程からの排水はない。

雑水は機械油等の混入対策として、油水分離槽を通し、雨水・浄化後の生活排水とともにエコシステム花岡(株)の排水処理系統を通じて公共用水域に放流している。

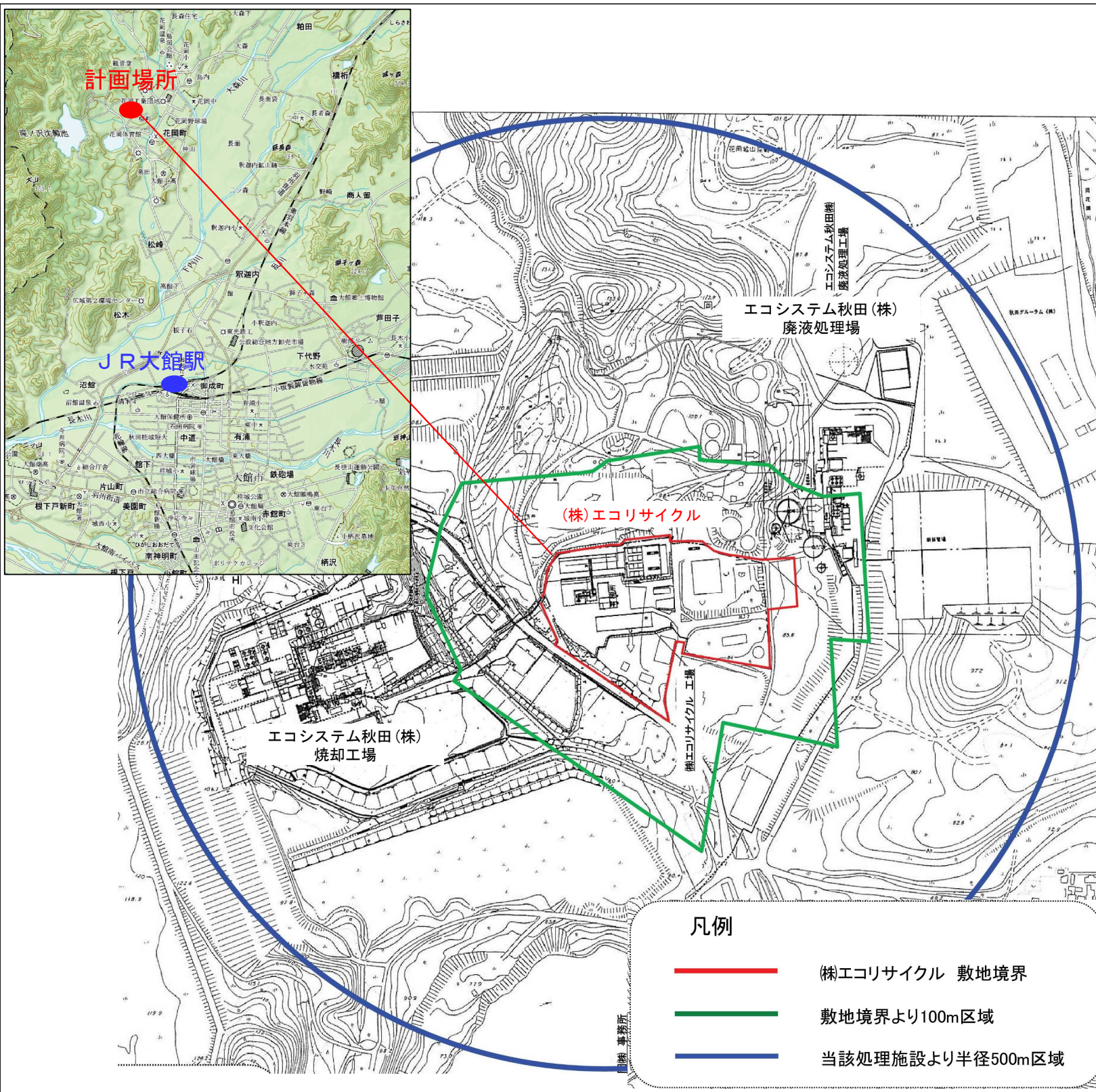
4-3 フロン

エアコン、冷蔵庫の冷媒フロンは回収機にてボンベに詰められ、エコシステム秋田（株）の焼却設備にて高温破壊処理する。

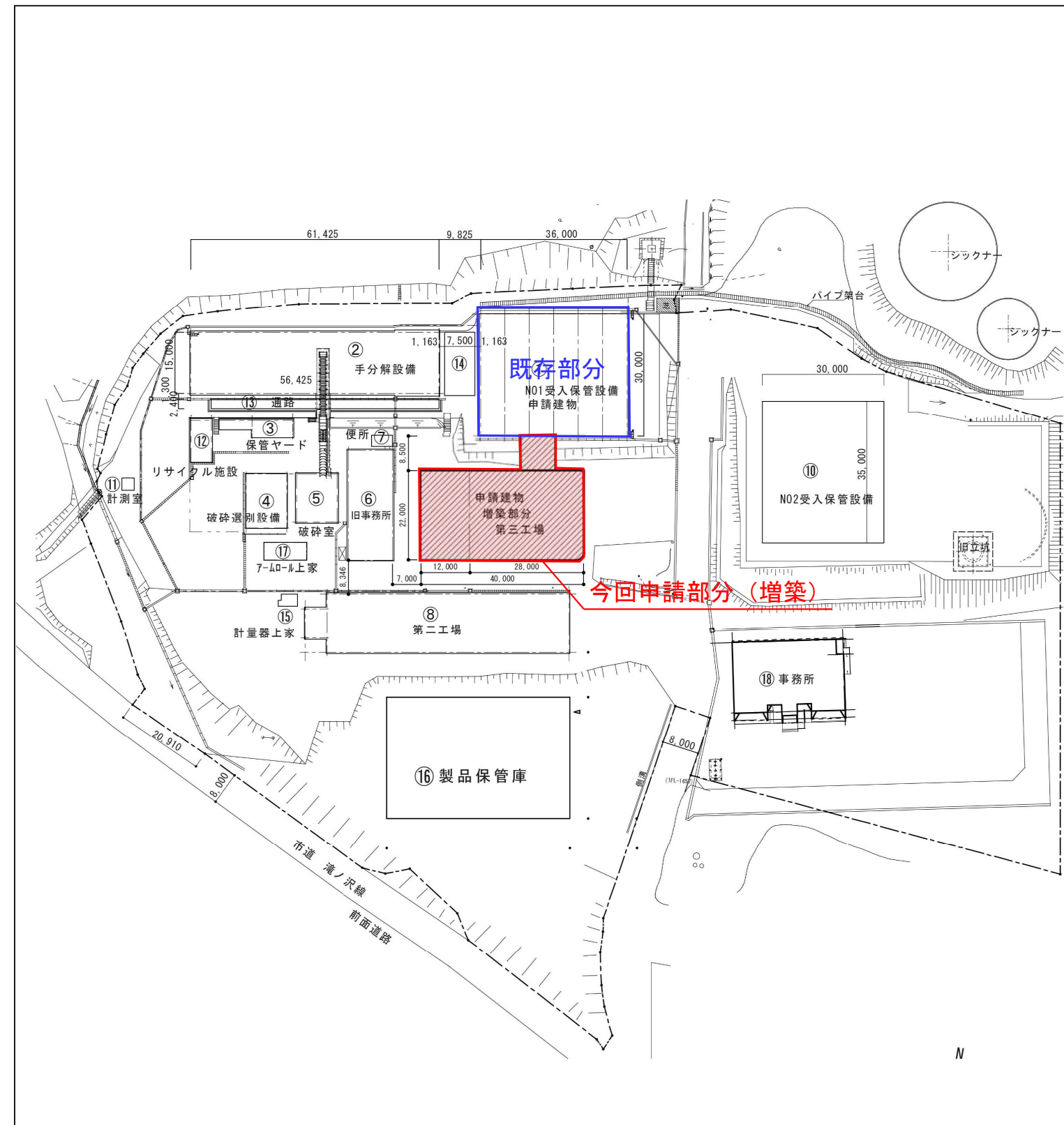
また、冷蔵庫破砕時に放散される断熱材フロンは、破砕機内の空気ごとパイプラインによりエコシステム秋田（株）の焼却炉に送風し、高温破壊処理する。

なお、設備設置許可取得にあたって、生活環境影響調査を実施。主な環境要因として、騒音、振動を取り挙げたが、実績は全く問題のないレベルとなっている。

以上



付近見取図



配置図

大館都市計画図

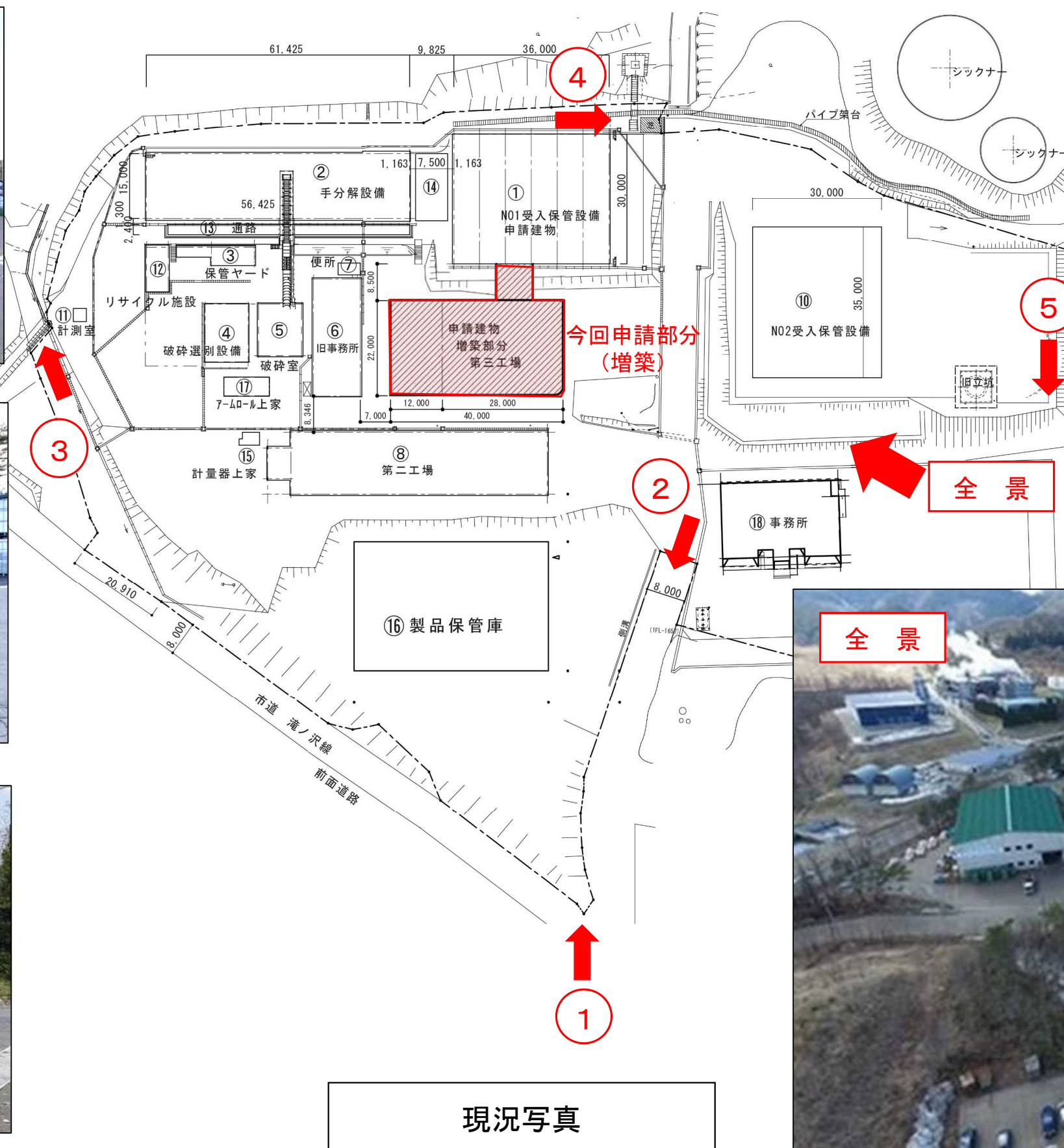
- 注 意
- この図は平成十七年度末現在の図である。
 - この図は、大館市都市計画図（大館市都市計画）に基づき作成されたものである。
 - この図は、大館市都市計画図（大館市都市計画）に基づき作成されたものである。

計画場所
(用途地域の指定なし)

用途地域	面積(㎡)	用途
第一種住居地域	1,000,000	第一種住居地域
第二種住居地域	2,000,000	第二種住居地域
第三種住居地域	3,000,000	第三種住居地域
第四種住居地域	4,000,000	第四種住居地域
第五種住居地域	5,000,000	第五種住居地域
第六種住居地域	6,000,000	第六種住居地域
第七種住居地域	7,000,000	第七種住居地域
第八種住居地域	8,000,000	第八種住居地域
第九種住居地域	9,000,000	第九種住居地域
第十種住居地域	10,000,000	第十種住居地域

用途地域	面積(㎡)	用途
第一種住居地域	1,000,000	第一種住居地域
第二種住居地域	2,000,000	第二種住居地域
第三種住居地域	3,000,000	第三種住居地域
第四種住居地域	4,000,000	第四種住居地域
第五種住居地域	5,000,000	第五種住居地域
第六種住居地域	6,000,000	第六種住居地域
第七種住居地域	7,000,000	第七種住居地域
第八種住居地域	8,000,000	第八種住居地域
第九種住居地域	9,000,000	第九種住居地域
第十種住居地域	10,000,000	第十種住居地域

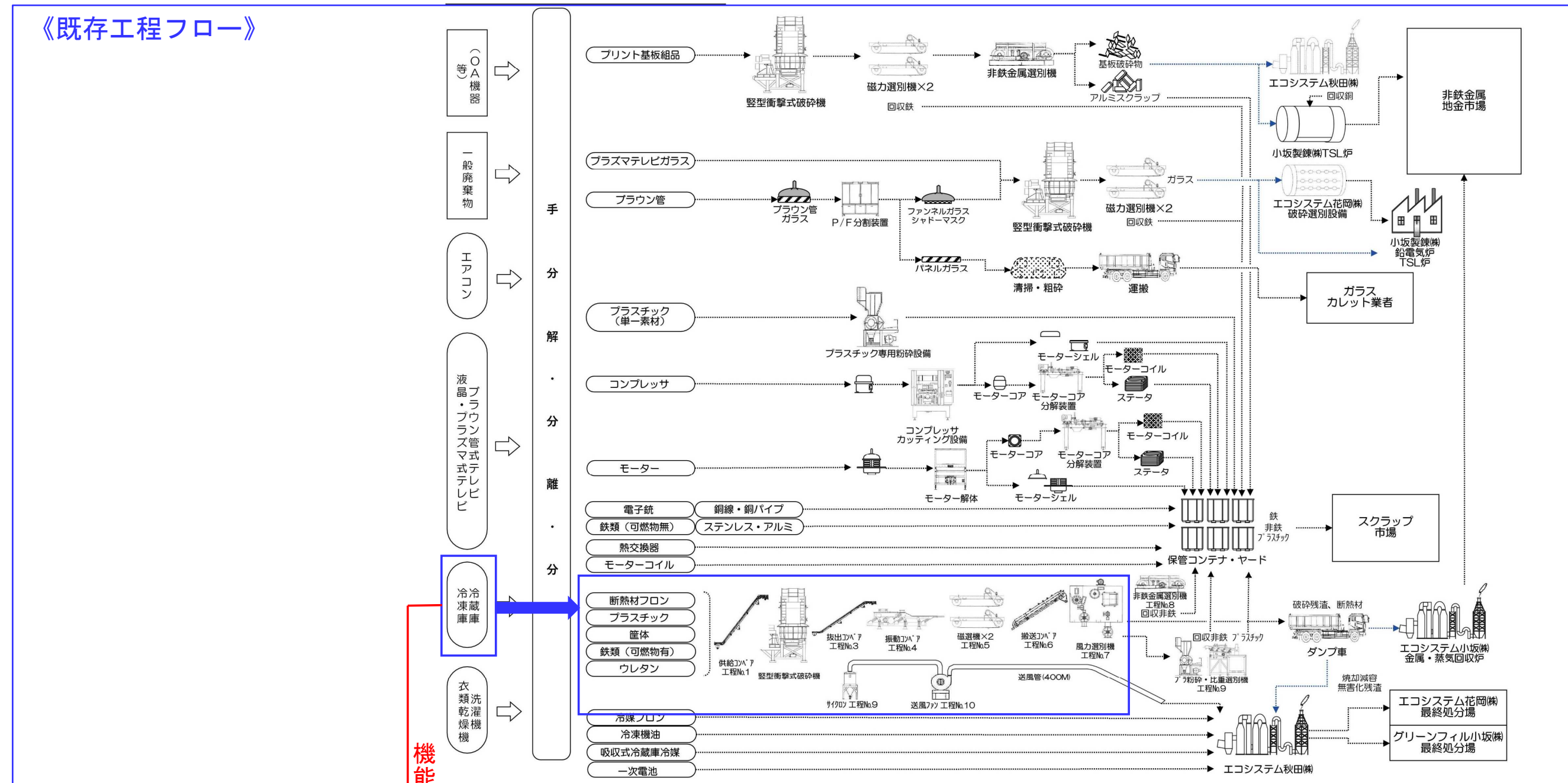
用途地域	面積(㎡)	用途
第一種住居地域	1,000,000	第一種住居地域
第二種住居地域	2,000,000	第二種住居地域
第三種住居地域	3,000,000	第三種住居地域
第四種住居地域	4,000,000	第四種住居地域
第五種住居地域	5,000,000	第五種住居地域
第六種住居地域	6,000,000	第六種住居地域
第七種住居地域	7,000,000	第七種住居地域
第八種住居地域	8,000,000	第八種住居地域
第九種住居地域	9,000,000	第九種住居地域
第十種住居地域	10,000,000	第十種住居地域



現況写真

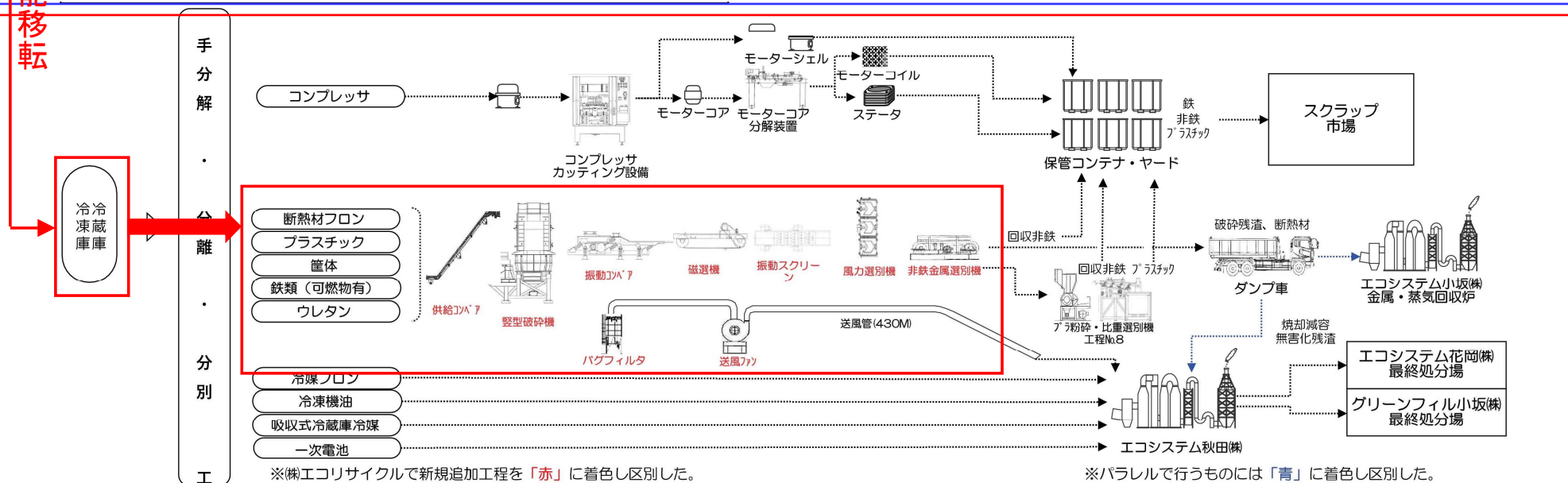
【 工程フロー図 】

《既存工程フロー》



《申請に係る工程フロー》

工場の増築部分（第3工場）で冷蔵庫・冷凍庫を単独で破碎・選別する。



許可・認定申請経由調査書

秋田県建築確認申請等経由事務取扱要綱に基づき、必要事項を調査のうえ経由します。					
市町村名	担当課	経由事務担当者職氏名			
大館市	都市計画課	主査 小林 加奈子			
許可申請等の根拠となる規定について（建築基準法又は建築基準条例の該当する条項を記入してください。）					
建築基準法第51条ただし書き					
申請者に関する状況について					
申請者氏名（法人の場合は会社名及び代表者名を記入してください。）		連絡先電話番号			
(ふりかな) かぶしがいいしやえこりさいくる だいひょうとりしまりやく たにぐち こうじ		0186-47-1001			
株式会社エコリサイクル 代表取締役 谷口 浩治					
建築設計事務所名及び代表者氏名		連絡先電話番号			
(ふりかな) なかけんちくせつけいかぶしがいいしや なががわ よしあき		0186-52-1921			
NAKA建築設計株式会社 中川 義明					
敷地に関する状況について					
(該当項目に○するほか、必要な事項を書き加えてください。)					
敷地の位置					
市・郡 町・村 町字、地番					
大館 花岡町字堂屋敷30の1,30の2 他					
都市計画	区域内	市街化区域又は区域区分未設定都市計画区域における、用途地域	第一種低層住居専用地域	都市計画による	角地、その他の区域等
			第二種低層住居専用地域	容積率	
			第一種中高層住居専用地域	(200 %)	
			第二種中高層住居専用地域	建蔽率%	
			第一種住居地域	(70 %)	
			第二種住居地域	敷地の接する道路等について	
			準住居地域	幅 員 (8.00) m	
			近隣商業地域	公 道 (国、県、市町村、その他)	
			商業地域	私 道 (年 月 日、 指定)	
			準工業地域	その他 ()	
			工業地域	防火上の制限について	
			工業専用地域	防火地域 (法22条指定)・準防火地域・その他	
指定なし	住宅地図上の位置				
その他の地域地区 ()					
市街化調整区域		(2021) 年度版 (26) ページ			
区域外		グリット 縦 (I) ×横 (II)			
経由に係る市長村の意見について					
都市計画の基本的な方針（都市計画マスタープラン）等に基づく都市計画上の意見やその他特に附すべき意見を記入してください。					
本敷地の周辺は焼却処理施設や廃液処理施設などが有り、「秋田県北部エコタウン計画」の中核地域である。					
また、本施設は鉱業関連基盤を活用した家電リサイクル事業を担っており、資源循環型社会を構築するうえで必要な施設であり、今回増設する施設は、家電リサイクル法の5品目のうち冷蔵庫を単独で破碎から選別まで行う中間処理施設である。					
騒音・振動の発生源となる破碎機は屋内に設置し、工場敷地境界での騒音・振動レベルはミニマムに抑制する計画となっており、生活環境影響調査でも、実績は全く問題のないレベルとなっている。					
排水については、処理工程からは排出されず、雑水は機械油等の混入対策として、油水分離槽を通し、雨水・浄化後の生活排水とともにエコシステム花岡（株）の排水処理系統を通じて公共用水域に放流する計画である。					
エアコン、冷蔵庫の冷媒フロンについては、回収機にてボンベに詰められ、エコシステム秋田(株)の焼却施設にて高温破壊処理し、破碎時に放散される断熱材フロンは、破碎機内の空気ごとパイプラインにより同施設焼却炉に送風し高温破壊処理する計画である。					
周辺には住宅もなく今後も市街化の傾向のない場所であり、都市計画決定の必要はないと考える。					
その他、参考事項					
既存建物（@No2受入保管設備）建築基準法第51条ただし書きの許可 平成14年12月10日 指令建-2419-2					

令和4年 11月18日 大館市長

許可申請書（建築物）

（第一面）

建築基準法第 51 条ただし書きの規定による許可を申請します。
この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

特定行政庁 秋田県知事 佐竹 敬久様

2022 年 11 月 16 日

株式会社エコリサイクル

申請者氏名 代表取締役 谷口 浩治

【1. 申請者】

【イ.氏名のフリガナ】カブシキガイシャエコリサイクル ダイヒョウトリシマリヤク タニグチ コウジ

【ロ.氏名】株式会社エコリサイクル 代表取締役 谷口 浩治

【ハ.郵便番号】017-0005

【ニ.住所】秋田県大館市花岡町字堤沢42番地

【ホ.電話番号】0186-47-1001

【2. 設計者】

【イ.資格】 (一級) 建築士 (大臣) 登録第 285443 号

【ロ.氏名】中川 義明

【ハ.建築士事務所名】(一級) 建築士事務所 (秋田県) 知事登録第 22-10A-0425 号 NAKA 建築設計株式会社

【ニ.郵便番号】018-5751

【ホ.所在地】秋田県大館市二井田字中前田 301-2

【ヘ.電話番号】(0186) 42-1921

※手数料欄

¥ 160.000

証紙
消印

4.11.18

※受付欄

※消防関係同意欄

※決裁欄

※許可番号欄

令和4年 11月24日 大館市消防 係員氏名 第 41118 号

確認に同意する 令和4年 11月24日 大館市長

※公告欄

※公開による意見の聴取の期日欄

※建築審査会同意欄

※都道府県都市計画審議会又は市町村都市計画審議会

年 月 日

年 月 日

年 月 日

第 号

第 号

第 号

係員氏名

係員氏名

係員氏名

建築物及びその敷地に関する事項

【1. 地名地番】	秋田県大館市花岡町字堂屋敷 30 の 1、30 の 2 他		
【2. 住居表示】	なし		
【3. 防火地域】	☐ 防火地域	☐ 準防火地域	☒ 指定なし
【※4. その他の区域、地域、地区、街区】			
【5. 道路】			
【イ. 幅員】	8.0m		
【ロ. 敷地と接している部分の長さ】	20.91m		

【6. 敷地面積】

【イ. 敷地面積】(㎡) (1) (29,464.16) () () ()

(2) () () () ()

【ロ. 用途地域等】 () () () ()

【ハ. 建築基準法第52条第1項及び第2項の規定による建築物の容積率】(%)

(200%) () () ()

【ニ. 建築基準法第53条第1項による建築物の建蔽率】(%)

(70%) () () ()

【ホ. 敷地面積の合計】 (1) 29,464.16 ㎡

(2) ㎡

【ヘ. 敷地に建築可能な延べ面積を敷地面積で除した数値】 200%

【ト. 敷地に建築可能な建築面積を敷地面積で除した数値】 70%

【チ. 備考】

【7. 主要用途】 (区分 08620) 廃棄物等の破碎選別リサイクル施設

【8. 工事種別】

☐新築 ☒増築 ☐改築 ☐移転 ☐用途変更 ☐大規模の修繕 ☐大規模の模様替

【9. 建築面積 (申請部分) (申請以外の部分) (合計)
【イ.建築面積】(㎡) (1,017.79) (6,801.56) (7,819.35)
【ロ. 建蔽率】 %

【10.延べ面積】(㎡)	(申請部分	(申請以外の部分	(合計
【イ.建築物全体】	(1,217.39	(6,943.97	(8,161.36
【ロ.地階の住宅又は老人ホーム等の部分】	(	(	(
【ハ.エレベーターの昇降路の部分】	(	(	(
【ニ. 共同住宅又は老人ホーム等の共用の廊下等の部分】	(	(	(
【ホ.自動車車庫等の部分】	(	(	(
【ヘ.備蓄倉庫の部分】	(	(	(
【ト.蓄電池の設置部分】	(	(	(
【チ.自家発電設備の設置部分】	(	(	(
【リ.貯水槽の設置部分】	(	(	(
【ヌ.宅配ボックスの設置部分】	(	(	(
【ル.住宅の部分】	(	(	(
【ヲ.老人ホーム等の部分】	(	(	(
【ワ.延べ面積】	8161.36 ㎡		
【カ.容積率】	27.69 %		

【 1 1. 建築物の数】			
【イ.申請に係る建築物の数】		1 棟	
【ロ.同一敷地内の他の建築物の数】		16 棟	
【 1 2. 工事着手予定年月】	2023 年	7 月	1 日
【 1 3. 工事完了予定年月】	2024 年	5 月	31 日
【 1 4. その他必要な事項】			
【 1 5. 備考】			

建築物別概要

【1. 番号】

【2. 工事種別等】
☐新築 ☒増築 ☐改築 ☐移転 ☐用途変更
☐大規模の修繕 ☐大規模の模様替 ☐既設

【3. 構造】 鉄骨造 一部 造

(4. 高さ)

【イ.最高の高さ】14m

【ロ.最高の軒の高さ】13.1m

【5. 階別用途別床面積】

【イ.階別用途別】

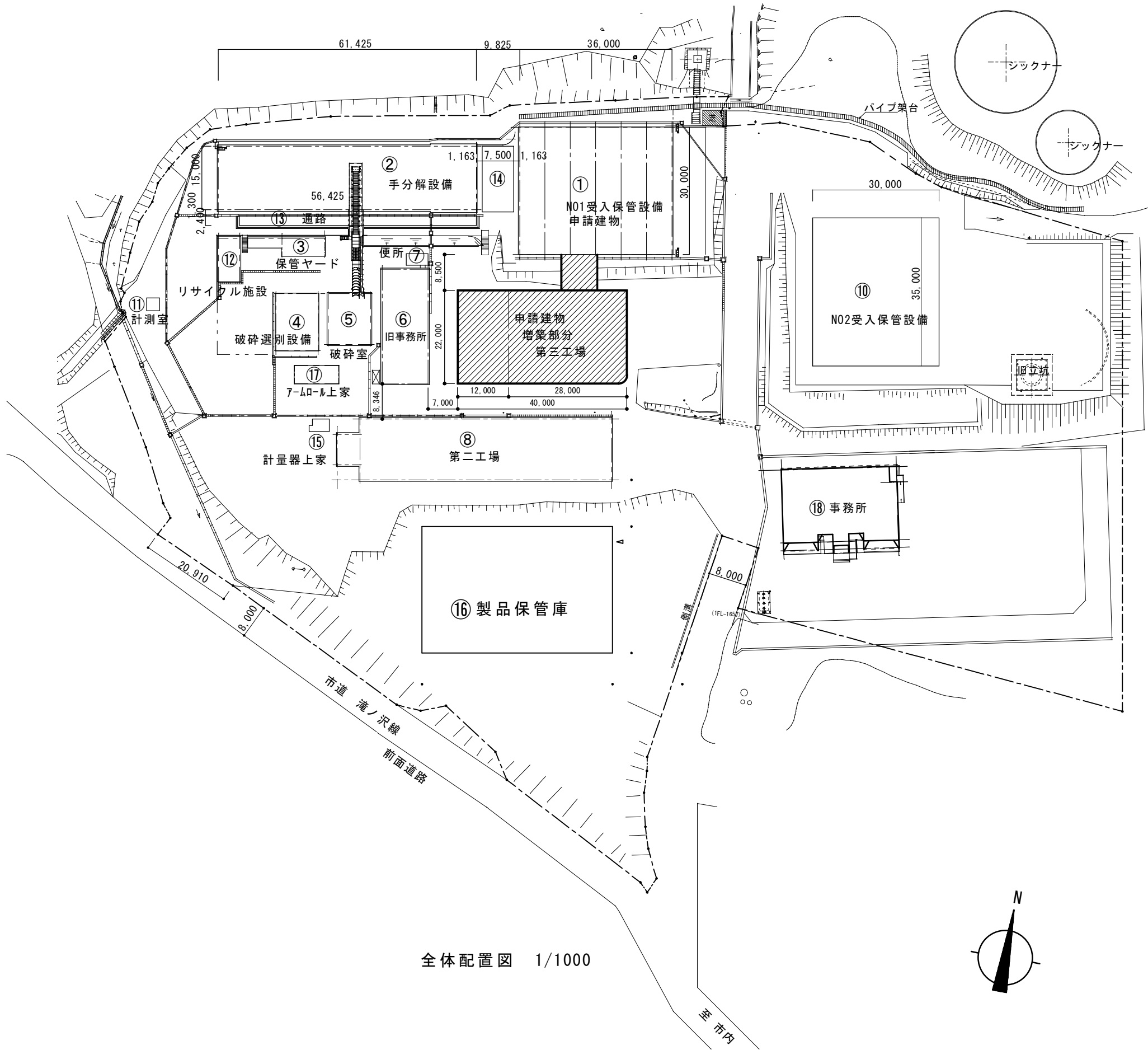
	(用途の区分)	(具体的な用途の名称)	(申請部分)	(申請以外の部分)	(合計)
(1 階)	(08620)	(工場、作業場)	(951.39 m ²)	(1,080 m ²)	(2,031.39 m ²)
	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()
(2 階)	(08620)	(工場、作業場)	(266 m ²)	(0 m ²)	(266 m ²)
	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()
(階)	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()
(階)	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()
(階)	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()

【ロ.用途別】

(用途の区分)	(具体的な用途の名称)	(申請部分)	(申請以外の部分)	(合計)
(08620)	(工場、作業場)	(1,217.39 m ²)	(1,080 m ²)	(2,297.39 m ²)
()	()	()	()	()
()	()	()	()	()
()	()	()	()	()
()	()	()	()	()

【6. その他必要な事項】

【7. 備考】



全体配置図 1/1000

建物面積算定表

既存建物面積表							
番 号	建 物 名 称	構 造	耐火種別	階 数	高 さ〔m〕	建築面積〔㎡〕	延床面積〔㎡〕
②	手分解設備上家	S造	準耐 ロ-2	1	7.40	934.10	934.10
③	製品保管設備上家	S造	その他	1	4.40	52.75	52.75
④	破碎選別設備上家	S造	その他	1	7.90	134.00	134.00
⑤	破碎室	S造	準耐 ロ-2	1	11.50	132.63	132.63
⑥	電気室等 (旧事務所棟)	S造	その他	1	8.07	292.73	292.73
⑦	便 所	W造	その他	1	2.70	14.08	14.08
⑧	第二工場	S造	準耐 ロ-2	1	8.67	855.36	855.36
⑩	N02受入保管設備上家	S造	準耐 ロ-2	1	5.81	1,050.00	1,050.00
⑪	計測室	プレブ造	その他	1	3.00	9.00	9.00
⑫	機械室	S造	準耐 ロ-2	1	5.20	56.56	56.56
⑬	見学通路	S造	その他	1	3.40	134.88	134.88
⑭	渡り通路	S造	その他	1	4.85	115.87	115.87
⑮	計量器上家	W造	その他	1	3.00	13.12	13.12
⑯	製品保管庫	S造	準耐 ロ-2	1	12.45	1,370.31	1,370.31
⑰	7-ムール上家	S造	その他	1	4.290	44.41	44.41
⑱	事務所	W造	その他	2	7.632	511.76	654.17
合 計						5,721.56	5,863.97

申請建物面積表								
①	N01受入保管設備上家	S造	準耐 ロ-2	1	6.05	1,080.00	1,080.00	既存部分
	第三工場	S造	準耐 ロ-2	2	14.000	1,017.79	1,217.39	増築部分
合 計						2,097.79	2,297.39	

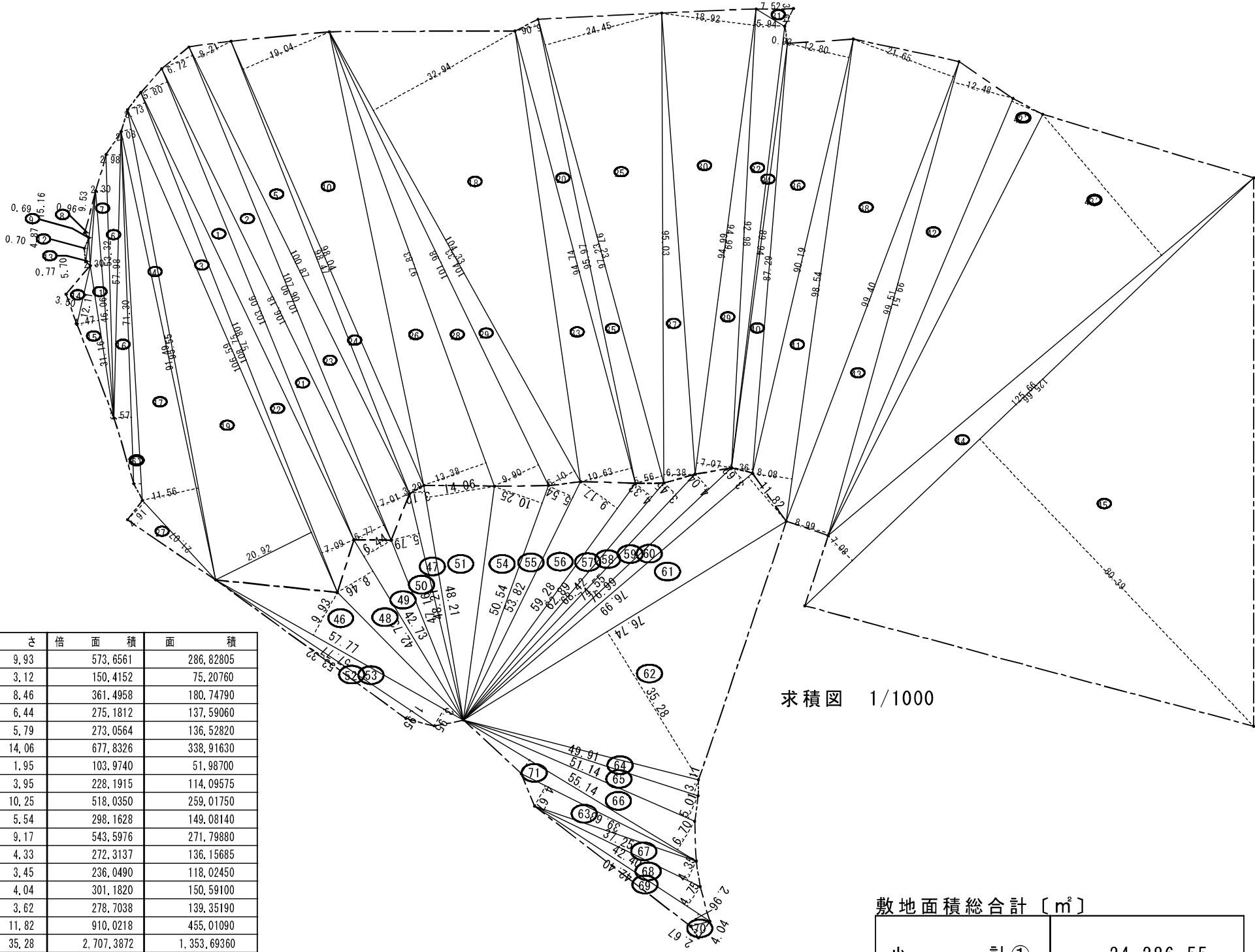
面 積 表			
既存建物		5,721.56	5,863.97
申請建物		2,097.79	2,297.39
合 計		7,819.35	8,161.36

		NAKA建築設計株式会社 秋田県大館市二井田字中前田301-2 TEL (0186) 42-1921	一級建築士事務所 秋田県 登録 第22-10A-0425号 一級建築士登録 第 285443 号 中 川 義 明	検 図	件 名 (仮称) ㈱エコリサイクル第三工場建設工事	縮 尺 1/1000	図面番号 A-01
				作成者	図面名 配置図・面積表	日 付 2022. 06	

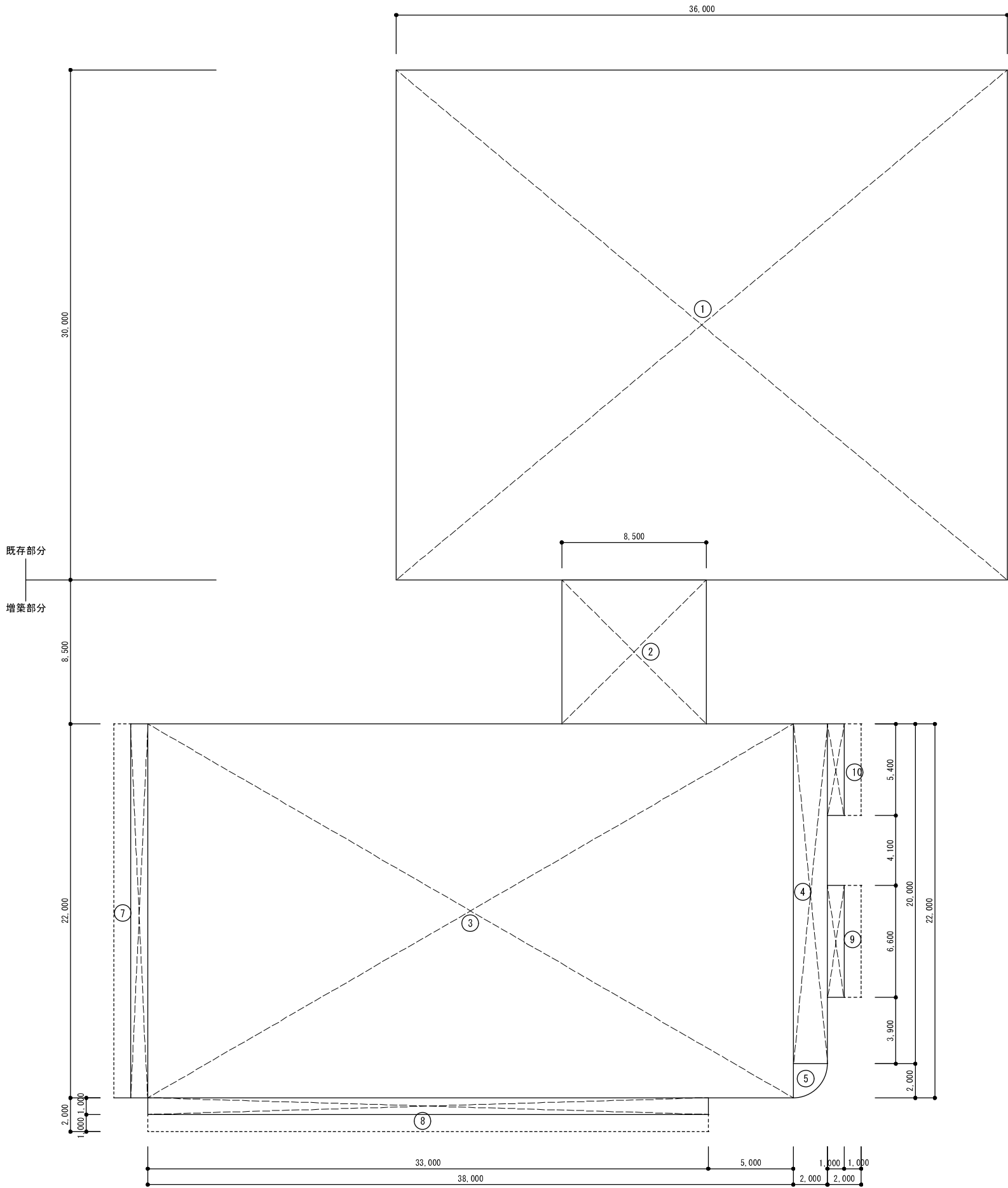
敷地面積算定表

番号	底 辺	高 さ	倍 面 積	面 積
1	103.06	5.80	597.7480	298.87400
2	107.90	6.72	725.0880	362.54400
3	108.75	3.73	405.6375	202.81875
4	95.55	2.08	198.7440	99.37200
5	100.87	8.21	828.1427	414.07135
6	57.98	2.98	172.7804	86.39020
7	53.32	2.30	122.6360	61.31800
8	9.53	0.96	9.1488	4.57440
9	15.16	0.69	10.4604	5.23020
10	98.04	19.04	1,866.6816	933.34080
11	46.06	2.30	105.9380	52.96900
12	4.87	0.70	3.4090	1.70450
13	5.70	0.77	4.3890	2.19450
14	12.11	3.50	42.3850	21.19250
15	31.16	4.47	139.2852	69.64260
16	71.30	3.57	254.5410	127.27050
16'	74.78	1.52	113.6656	56.83280
17	91.49	11.56	1,057.6244	528.81220
18	104.33	32.94	3,436.6302	1,718.31510
19	106.59	20.92	2,229.8628	1,114.93140
20	95.97	5.06	485.6082	242.80410
21	106.18	6.77	718.8386	359.41930
22	108.75	7.09	771.0375	385.51875
23	107.90	7.01	756.3790	378.18950
24	98.47	3.29	323.9663	161.98315
25	97.23	24.45	2,377.2735	1,188.63675
26	97.83	13.38	1,308.9654	654.48270
27	21.07	4.91	103.4537	51.72685
28	101.98	9.90	1,009.6020	504.80100
29	104.33	6.10	636.4130	318.20650
30	94.99	18.92	1,797.2108	898.60540
31	7.52	3.61	27.1472	13.57360
32	92.98	5.94	552.3012	276.15060
33	94.74	10.63	1,007.0862	503.54310
34	89.94	0.93	83.6442	41.82210
35	97.23	5.56	540.5988	270.29940
36	90.19	12.80	1,154.4320	577.21600
37	95.03	6.38	606.2914	303.14570
38	99.40	21.65	2,152.0100	1,076.00500
39	94.99	7.07	671.5793	335.78965
40	87.29	4.36	380.5844	190.29220
41	98.54	8.08	796.2032	398.10160
42	99.51	12.48	1,241.8848	620.94240
42'	95.99	6.83	655.6117	327.80585
43	99.51	8.99	894.5949	447.29745
44	125.66	7.08	889.6728	444.83640
44'	112.56	37.35	4,204.1160	2,102.05800
45	125.66	80.39	10,101.8074	5,050.90370
小 計①				24,286.55555
面 積				24,286.55 m²

番号	底 辺	高 さ	倍 面 積	面 積
46	57.77	9.93	573.6561	286.82805
47	48.21	3.12	150.4152	75.20760
48	42.73	8.46	361.4958	180.74790
49	42.73	6.44	275.1812	137.59060
50	47.16	5.79	273.0564	136.52820
51	48.21	14.06	677.8326	338.91630
52	53.32	1.95	103.9740	51.98700
53	57.77	3.95	228.1915	114.09575
54	50.54	10.25	518.0350	259.01750
55	53.82	5.54	298.1628	149.08140
56	59.28	9.17	543.5976	271.79880
57	62.89	4.33	272.3137	136.15685
58	68.42	3.45	236.0490	118.02450
59	74.55	4.04	301.1820	150.59100
60	76.99	3.62	278.7038	139.35190
61	76.99	11.82	910.0218	455.01090
62	76.74	35.28	2,707.3872	1,353.69360
63	39.63	4.67	185.0721	92.53605
64	49.91	3.11	155.2201	77.61005
65	51.14	5.01	256.2114	128.10570
66	55.14	6.70	369.4380	184.71900
67	37.25	4.35	162.0375	81.01875
68	42.40	4.75	201.4000	100.70000
69	42.40	2.96	125.5040	62.75200
70	4.04	2.67	10.7868	5.39340
71	55.14	3.27	180.3078	90.15390
小 計②				5,177.61670
面 積				5,177.61 m²



敷地面積総合計〔㎡〕	
小 計①	24,286.55
小 計②	5,177.61
合 計	29,464.16

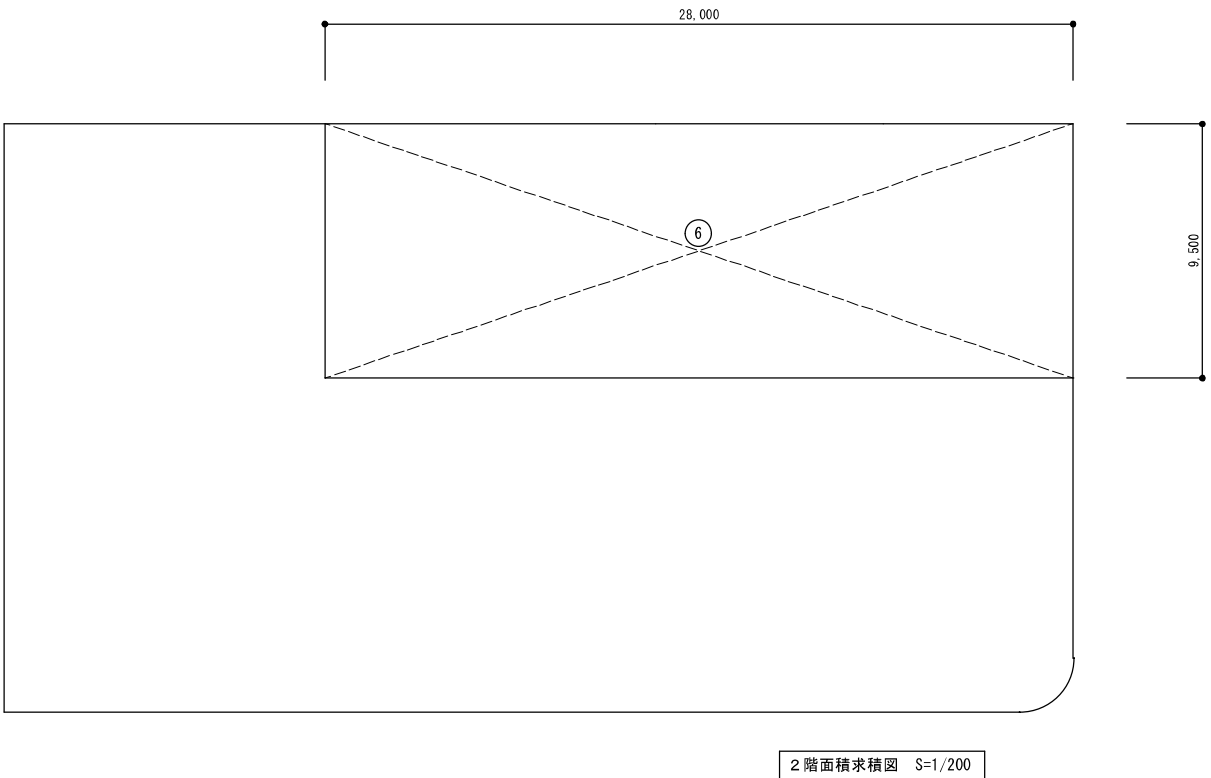


1 階面積求積図 S=1/200

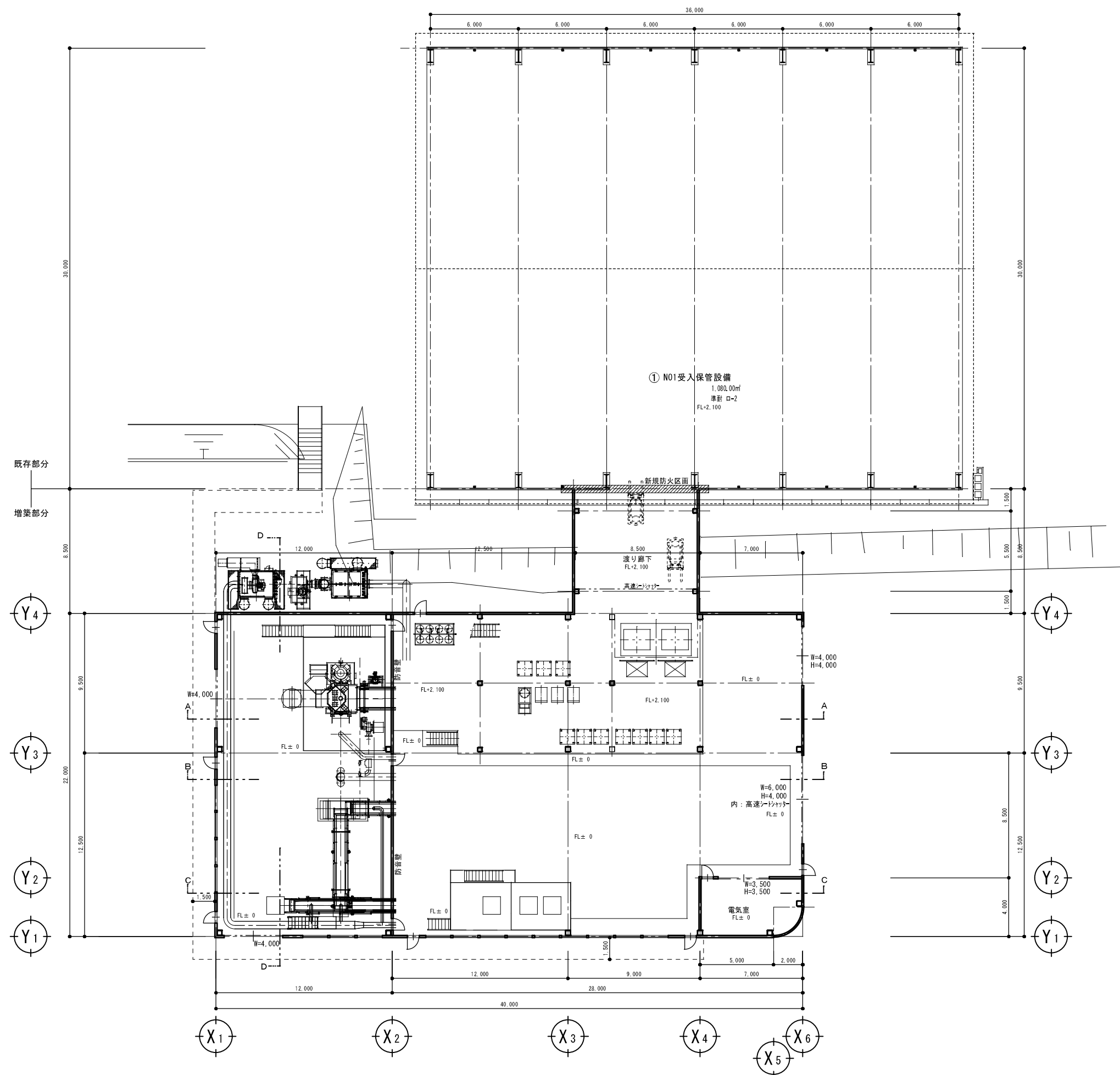
建築面積求積表		
符号	計算式	面積 (㎡)
	既存部分	
①	36,000 × 30,000	1,080.00
	増築部分	
②	8,500 × 8,500	72.25
③	38,000 × 22,000	836.00
④	2,000 × 20,000	40.00
⑤	2,000 × 2,000 × 3.14 / 4	3.140
⑦	1,000 × 22,000	22.00
⑧	33,000 × 1,000	33,000
⑨	1,000 × 6,600	6.00
⑩	1,000 × 5,400	5.40
	増築部分合計	1,017.790
		2,097.790
建築面積合計		2,097.79㎡
		634.6坪

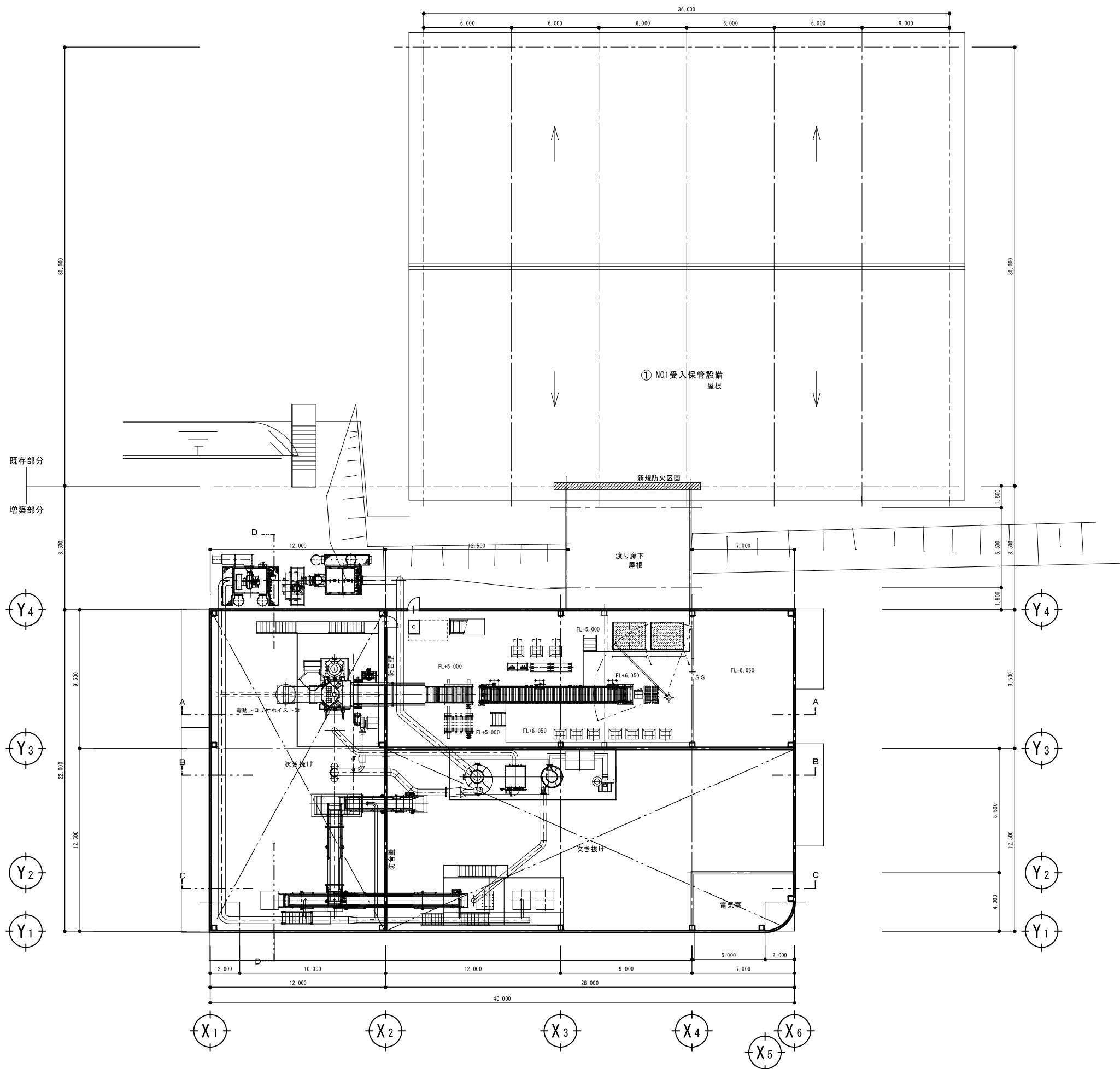
1 階床面積求積表		
符号	計算式	面積 (㎡)
	既存部分	
①	36,000 × 30,000	1,080.00
	増築部分	
②	8,500 × 8,500	72.25
③	38,000 × 22,000	836.00
④	2,000 × 20,000	40.00
⑤	2,000 × 2,000 × 3.14 / 4	3.140
	増築部分合計	951.390
1 階床面積合計		951.39 ㎡
		287.8坪

2 階床面積求積表		
符号	計算式	面積 (㎡)
⑥	28,000 × 9,500	266.00
		266.00
2 階床面積合計		266.00 ㎡
		80.5坪
既存部分		1,080.00 ㎡
増築部分		1,217.39 ㎡
延べ床面積		2,297.39 ㎡
		695.0坪

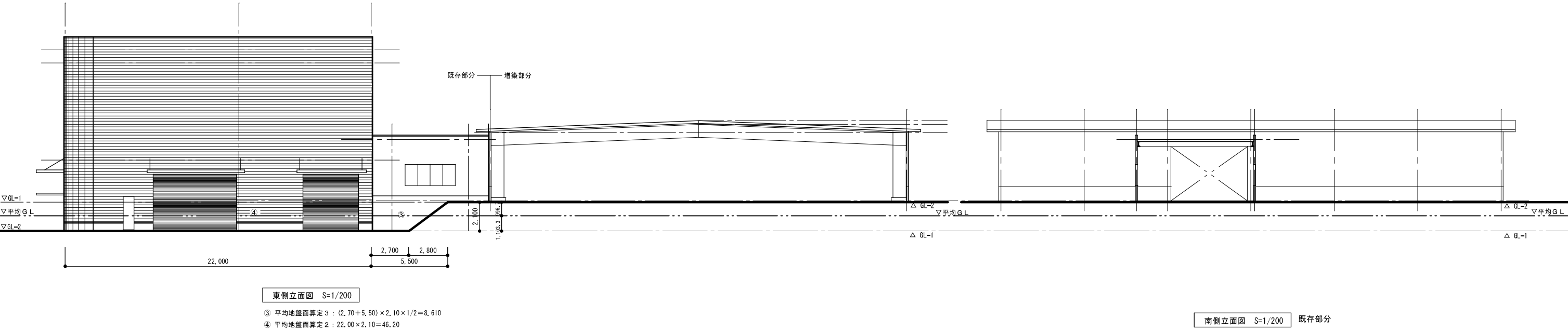
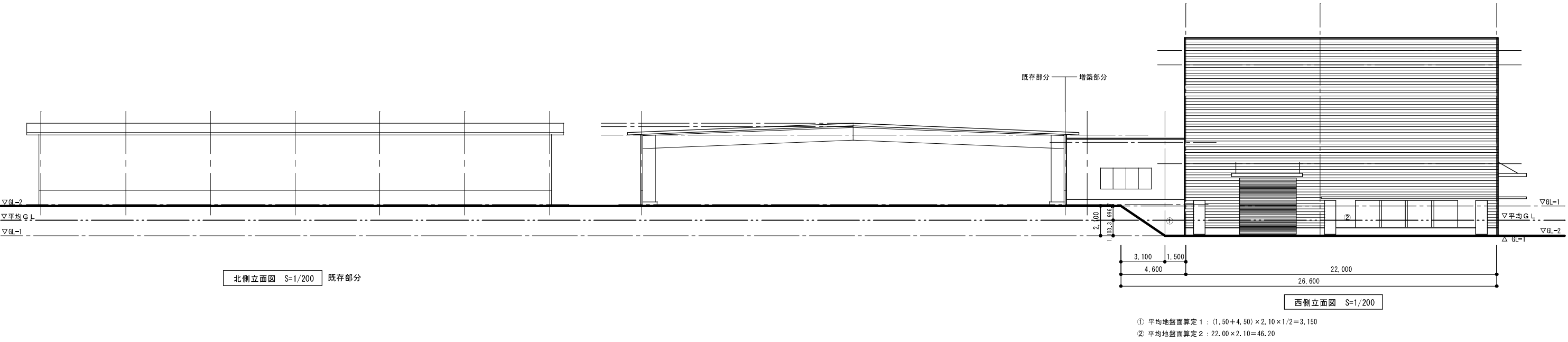


2 階面積求積図 S=1/200



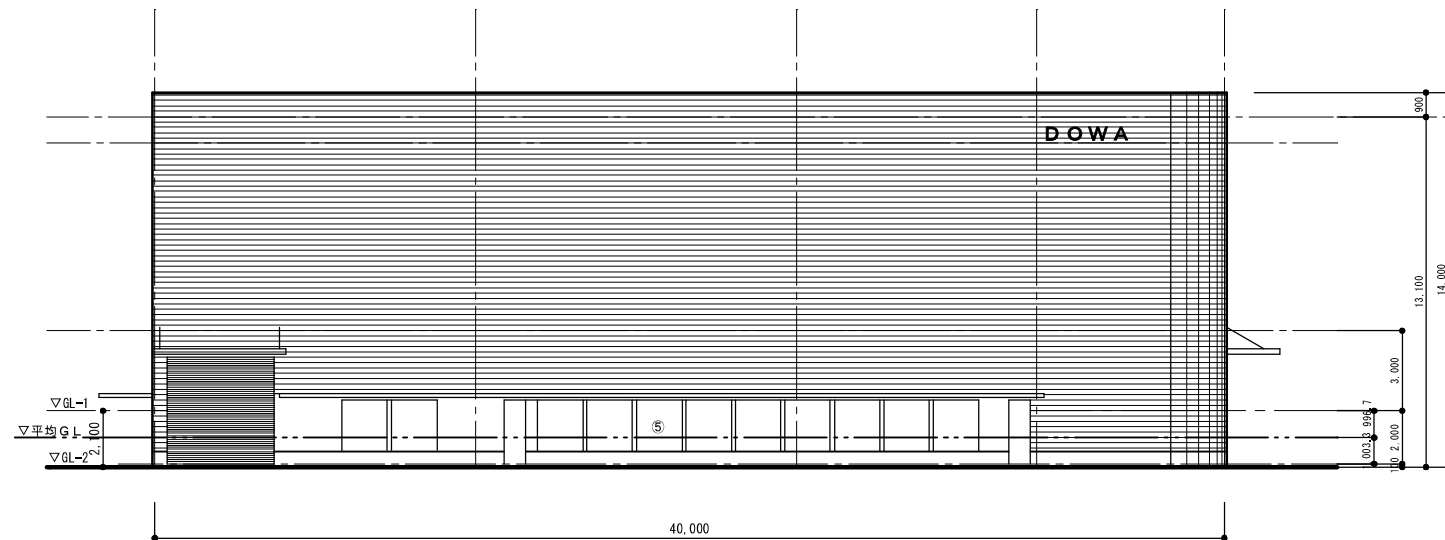


		NAKA建築設計株式会社 秋田県大館市二井田字中前田301-2 TEL (0186)42-1921	検 図 作成者	件 名 (仮称) 株式会社エコリサイクル第三工場建設工事	縮 尺 1/200	図面番号 A-05
				図面名 2 階 平 面 図	日 付 2022.10	



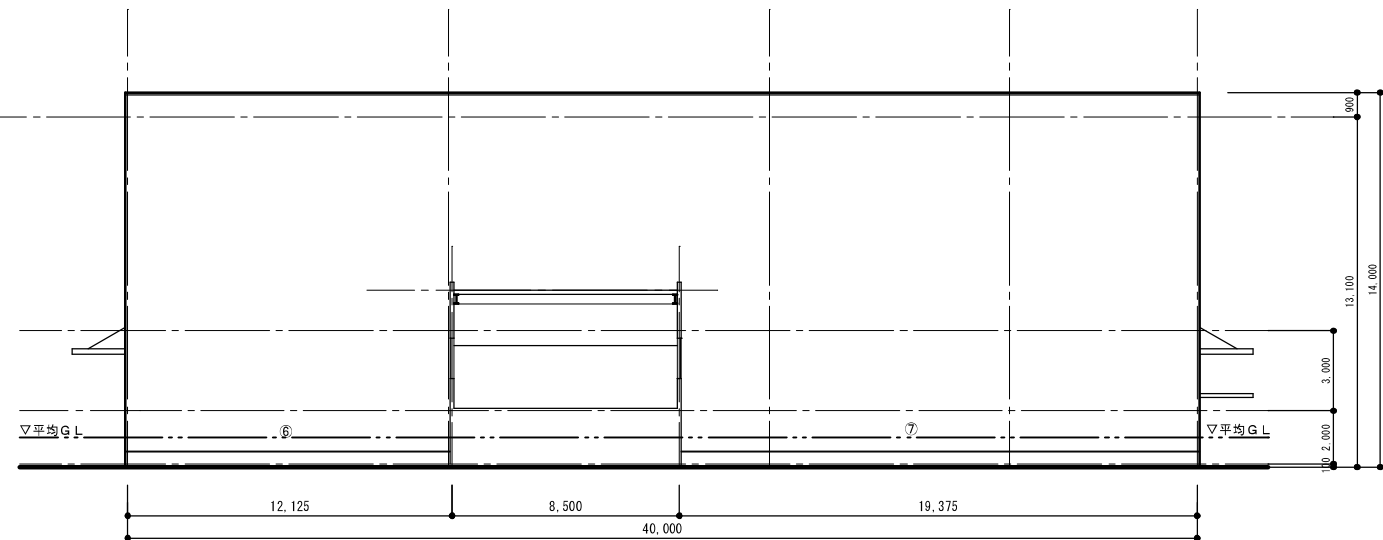
平均地盤面算定式 : $(① + ② + ③ + ④ + ⑤ + ⑥) 254.31\text{m}^2 / (\text{外周合計}) 255.14\text{m} = 0.9967\text{m}$

		NAKA建築設計株式会社 秋田県大館市二井田字中前田301-2 TEL (0186) 42-1921	一級建築士事務所 秋田県 登録 第22-10A-0425号 一級建築士登録 第 285443 号 中 川 義 明	検 図	件 名 (仮称) 株式会社エコリサイクル第三工場建設工事	縮 尺 1/200	図面番号 A-O 6
				作成者	図面名 立面図 (1)	日 付 2022. 10	



南側立面図 S=1/200 増築部分

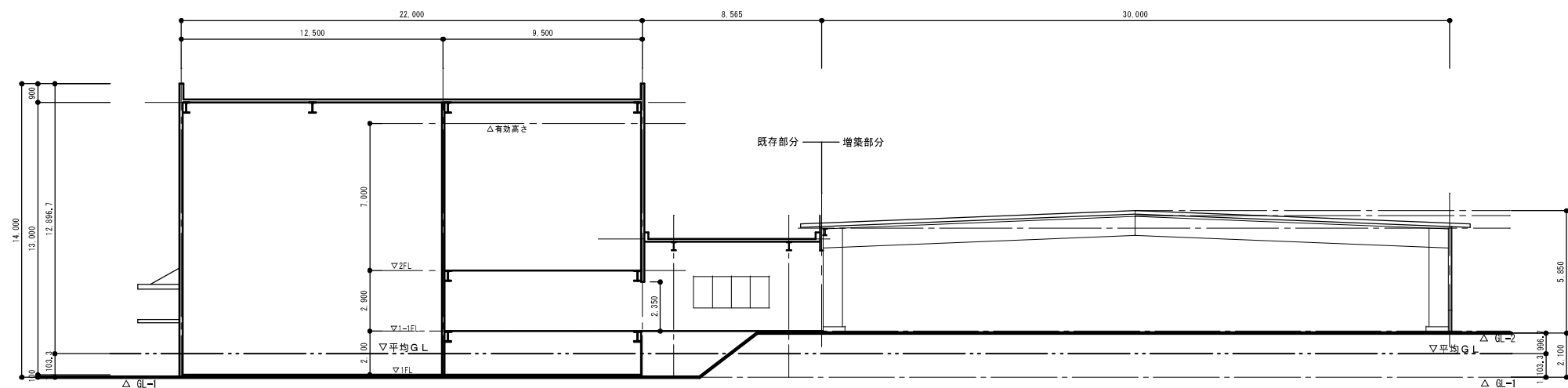
⑤ 平均地盤面算定 5 : 40.00 × 2.10 = 84.00



北側立面図 S=1/200 増築部分

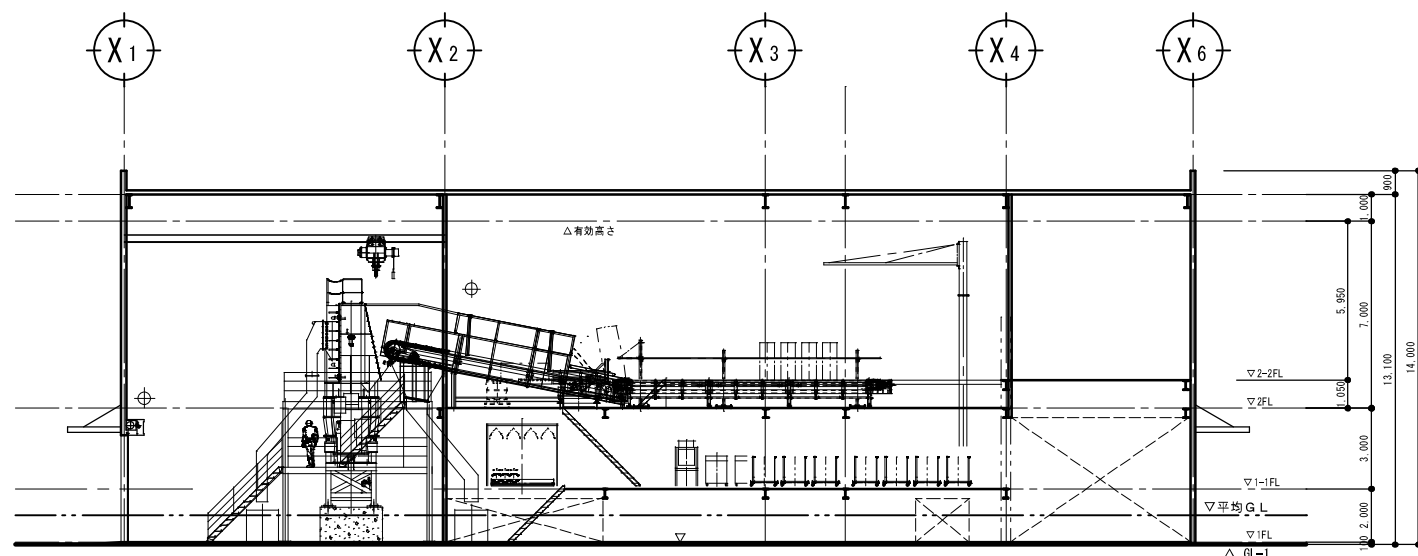
⑥ 平均地盤面算定 6 : 12.125 × 2.10 = 25.4625

⑦ 平均地盤面算定 7 : 19.375 × 2.10 = 40.6875

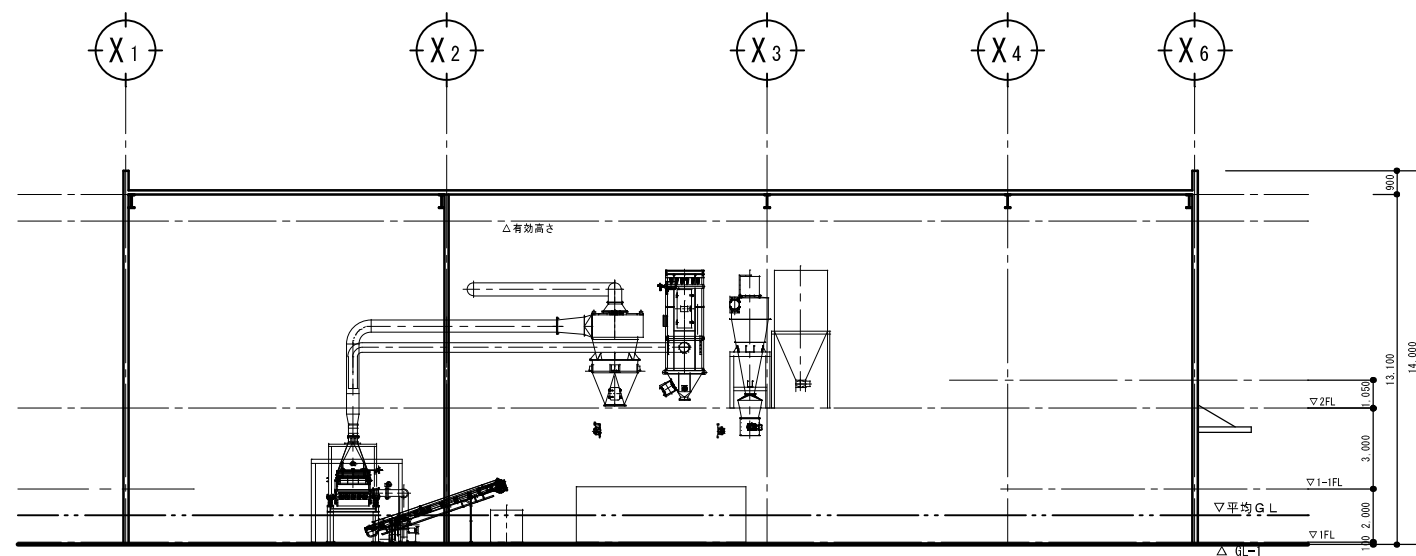


断面図 S=1/200

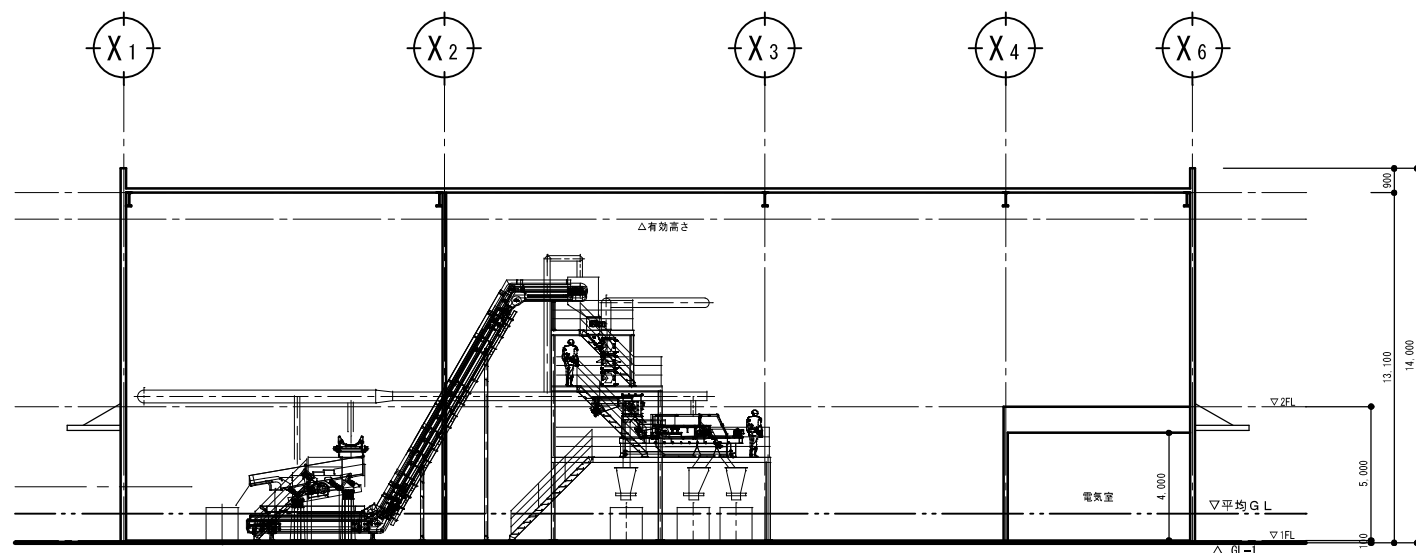
		NAKA 建築設計株式会社 秋田県大館市二井田字中前田301-2 TEL (0186)42-1921	一級建築士事務所 秋田県 登録 第22-10A-0425号 一級建築士登録 第 285443 号 中 川 義 明	検 図	件 名 （仮称）隼エコリサイクル第三工場建設工事	縮 尺 1/200	図面番号 A-07
				作成者	図面名 立面図（2）・断面図	日 付 2022.10	



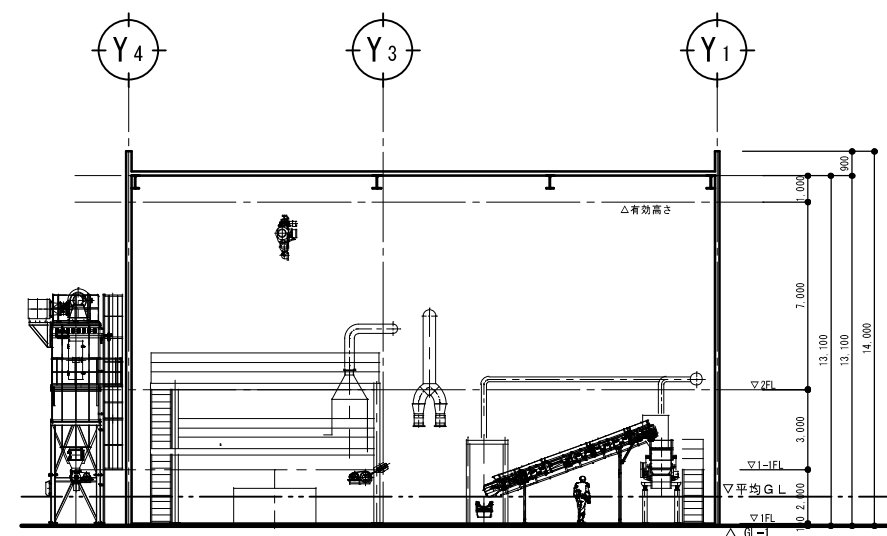
A 断面図 S=1/200



B 断面図 S=1/200



C 断面図 S=1/200



D 断面図 S=1/200

 NAKA 建築設計株式会社 秋田県大館市二井田字中前田301-2 TEL (0186) 42-1921	検 図	件 名 (仮称) 櫛エコリサイクル第三工場建設工事	縮 尺 1/200	図面番号 A-08
	作成者	図面名 断 面 図	日 付 2022.10	